

## 一言 物申す……単に解剖ではなく司法解剖の必要性

前回の続きのようであるが、たまたま産経 WEST を見ている、この文章を書こうと思いました。青酸連続殺人に発展したか、また供述の二転三転にもかかわらず一審死刑を勝ち取った要因の一つが「功を奏した血液保存」の記事(項)である。正確には血液だけではなく胃内容物や胃や食道臓器そのものも我が法医学教室には3年以上前であれ保存してあったことである。私が京都地裁証人として本件法廷に出廷した時も被告弁護士に執拗に「何故そんな、いろいろな資料を持っているのか、ほかの司法解剖例の時も持っているのか、不可能ではないか」と必死に追及してきました。裁判所(裁判官・裁判員)も興味津々で聞いていました。私はまずたった一言「司法解剖ですから」というと後(傍聴席側；殆どが報道)からクスッと少笑が聞こえてきました。すかさず「どんな事案でも司法解剖ならトリアージは関係なく全て同様に残せる資料は残しています」と言うと弁護士は「先生は一年で何体くらい司法解剖を施行してますか」と「約140体前後」と答えると「冷凍庫に保存と聞きましたが、今どのくらい保存していますか」と質問、私は「1000体分以上です」とすると「大変な量ですね、管理は大丈夫ですか」と質問、私は「犯罪謄本に則って間引いていますが大変ですが当然です。この日のために」というと束の間、絶句時間が有りました。そうなんです(強調)。司法解剖はこれが有るのです。万に一つのためにいろいろ考慮するのです。和歌山も西堺も司法解剖ではありません。今後がノータッチの私にはとても心配です。なぜなら『疑わしきは被告に有利』の法則があるから……

近畿大学医学部法医学教室  
教授 異 信 二